福井しあわせパラ☆スポーツデー開催事業について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和6年6月3日

しあわせ福井スポーツ協会長 杉本 達治

- 1 企画提案書の提出を求める事項
- (1) 業務名

「福井しあわせパラ☆スポーツデー」開催事業

(2) 公示業務の内容

「福井しあわせパラ☆スポーツデー開催事業に係るプロポーザル実施要領」の とおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日(木)まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

本業務を委託するに当たり企画提案を募集するが、これに参加できる者は、本委託業務の実施に必要な能力を有する者で、「福井しあわせパラ☆スポーツデー開催事業選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の審査を受ける資格(以下「応募資格」という。)に関し、次に掲げる事項のすべてを満たしていることについて、しあわせ福井スポーツ協会の認定を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本委託業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、 または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申立て が行われている者でないこと。
- (4)入札の日以前6月以内に、手形交換所で不渡手形もしくは不渡小切手を出した 事実または銀行もしくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者であ ること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または

その支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。) が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規 定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与して いる者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を 供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与 している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 福井県内に主たる営業所を有していること。しあわせ福井スポーツ協会の求めに応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (7)福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- 3 応募資格の認定の申請手続き等
- (1) 応募資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおりしあわせ福井スポーツ協会長 に申請し、応募資格の認定を受けなければならない。

①提出書類および部数

福井しあわせパラ☆スポーツデー開催事業に係るプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)による。

②提出方法

原則として、電子メールにて送信すること。郵送(配達証明)または宅急便の場合は、手渡したことが証明されるものによること。なお、持参の場合は、9時から17時までの間に限る。

③受付期日

令和6年6月10日(月)17時まで(必着)

④提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所の所在地および名称

〒918-8027 福井県福井市福町3-20

しあわせ福井スポーツ協会(運動公園事務所内)

担当:大澤、村田

T E L 0776-43-9712

F A X 0 7 7 6 - 4 3 - 9 7 1 3

E-mail h-sports291@axel.ocn.ne.jp

⑤提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期日

令和6年6月3日(月)9時から6月10日(月)17時まで ただし、9時から17時までの間(土日除く。)に限る。

イ 交付場所

3 (1) ④に同じ。

なお、しあわせ福井スポーツ協会ホームページ(http://hfsa291.net/) からもダウンロードすることができる。

(2) 応募資格の認定期日

応募資格の認定は令和6年6月11日(火)までに行う。

(3) 応募資格の認定結果通知 書面により申請者に通知する。

4 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和6年6月10日(月)17時までに質問票(実施要領様式1)を電子メールにより提出すること。提出場所は、3(1)④に同じ。

質問に対する回答は、すべての応募資格認定者に対して電子メールにより一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続

- (1)提出書類および提出部数 実施要領による。
- (2)提出方法実施要領による。
- (3)提出期日

令和6年6月20日(木) 12時まで(必着) なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

- (4) 提出場所
 - 3 (1) ④に同じ
- (5) 提出資料の様式等
 - 3 (1) ⑤に同じ

6 選定委員会および最優秀企画提案者の選定等

(1) 選定委員会の実施

契約先の選定は、選定委員会において、企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)によるプレゼンテーションを実施し、別に定める「福井しあわせパラ☆スポーツデー開催事業に係るプロポーザル選定要領」に基づき審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、採否に関わらず選定委員会開催の日から1週間以内に提案者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

- (3) 企画提案書の選定に関し審査する事項 選定委員会において「事業の計画性」「企画力」「遂行能力」など基準に審査を 行う。
- (4) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
- ① 選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。
- ② しあわせ福井スポーツ協会は、説明を求めた提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。
- (5) 参加報酬

参加報酬は支払わない。

7 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期日に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要 領等による。